

令和5年3月16日

令和5年3月14日付

教育委員会職員の懲戒処分等について

令和5年3月14日付けで下記のとおり懲戒処分等を行ったので、豊川市職員の懲戒処分等の指針に基づき公表します。

また、使途不明金の額の修正についてお知らせします。

記

1 職員の懲戒処分等について

(1) 本人に対する処分

所 属	教育委員会スポーツ課
職名（役職名）	主事
年 齢	35歳
性 別	男
氏 名	前田 克宏
処分内容	懲戒免職

(事案の概要)

令和3年10月以降1年以上に渡り、業務を担当する「豊川リレーマラソン」及び「トヨカワシティマラソン大会」の各実行委員会に係る会計事務の不適切な処理、運営資金を管理する通帳及びキャッシュカードの無断持ち出し及び窃盗、複数回に渡る不正な金銭の引出し及び横領等を行った。

(処分理由)

地方公務員法第29条第1項各号（1号：法令違反を行った場合、2号：職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、3号：全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合）に該当するもの。

(2) 管理監督者に対する処分

対象者	教育委員会スポーツ課 課長 教育委員会スポーツ課 課長補佐 教育委員会スポーツ課 スポーツ係長
処分内容	給料月額 10 分の 1 の減給 1か月
概要	前田克宏に対する管理監督責任
(処分理由)	
地方公務員法第 29 条第 1 項第 2 号（職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合）に該当するもの。	

(3) 管理監督者に対する措置

対象者	教育委員会 教育部長 教育委員会 教育部次長兼庶務課長 上下水道部次長（令和 3 年度教育部次長）
措置内容	文書訓告
概要	前田克宏に対する管理監督責任

2 使途不明金の額の修正について

令和 5 年 2 月 7 日に開催した臨時記者会見以降に新たな使途不明金が判明し、その額は、次のとおりになりました。

【前回】

トヨカワシティマラソン大会	5, 240, 367 円
豊川リレーマラソン	208, 611 円

【今回】

トヨカワシティマラソン大会	7, 062, 149 円
豊川リレーマラソン	490, 015 円

3 代理人による弁済について

上記の使途不明金については、前田克宏の代理人より、各実行委員会会計に全額弁済されました。

なお、債権者への支払いにつきましては、令和 5 年 3 月 14 日に支払いの手続きをしています。

4 市長コメント

本市教育委員会職員によるトヨカワシティマラソン等にかかる費用の窃盗及び横領事件について、3月14日付で関係職員に対する懲戒処分等を行いました。また、債権者に対しては、本事件を起こした職員側から弁済があり、すべての債権者に対して支払いの手続きを行うことが出来ました。

現在、準公金の取扱いについて検討委員会を立ち上げて取扱基準の策定を進めており、全序をあげて基準の徹底を図ることにより、再発防止を図ってまいります。

あらためて、市民並びに本事件によりご迷惑をおかけした皆様にお詫びを申し上げるとともに、市行政に対する信頼回復に、鋭意努めてまいります。

【お問合せ先】

1 及び 4 に関する内容

企画部人事課 松本・原田 電話 0533-89-2122

2 及び 3 に関する内容

教育委員会スポーツ課 杉浦・岩田 電話 0533-88-8036